

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾林 伸治
収 支 一 覧 番 号	20
支 出 日	8月9日
項 目	資料作成費
支出内容	コピー代（4～6月）
金 額	3,192 円
支 出 先	(株)イクモ
備 考	

領収書等添付欄 ☐ 別紙に添付

No. 51763

様

金額				¥	3	1	9	2	-
----	--	--	--	---	---	---	---	---	---

收入
印紙

但 4.5, 6月1日 a 35-44

毎度ありがとうございます。上記の通り領収致しました。

2024 年 8 月 9 日

内訳

現金

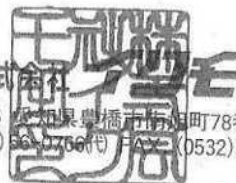
小切手

手形



株式会社

〒440-0056 愛知県豊橋市南相町78番地
TEL. (0532) 56-0766(代) FAX (0532) 56-0767



係印



政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾 林 伸 治
収 支 一 覧 番 号	21
支 出 日	8月9日
項 目	資料作成費
支出内容	コピー用紙代
金 額	2,640 円
支 出 先	(株)文光堂
備 考	

領収書等添付欄 ☐ 別紙に添付

領収証

No. 015519

尾 林 伸 治 様

6 年 8 月 9 日

金 額

72640

内 72400

但

コピー用紙代

消費税等 10% 7240

上記正に領収いたしました

現 金	
小 切 手	

11 HISAGO BR18093P(100)入シ J639427

OA機器・事務機・文具・オフィス家具

株式
会社

文

光 堂

豊橋市八町通2丁目3番地(市役所前)

TEL <0532> 54 - 0001 (代)

FAX <0532> 53 - 5311

登録番号:T7-1803-0100-6993



政務活動費支出伝票

議員名	尾林 伸治
収支一覧番号	22
支出日	8月24日
項目	調査研究費
支出内容	ガソリン代（8月分）
金額	2,281 円
支出先	水口石油(株)
備考	4,563/2=2,281

領収書等添付欄 ☐ 別紙に添付

ENEOS

納品書(領収書)

2024年08月24日 18:11

売上

尾林 伸治 様

ENEOS CASH A

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー P12

数量 27.00L * 169円

単価 169円 ¥4,563

(内)消費税 ¥1,453

合計 ¥4,563

(消費税10%対象 ¥4,563

内消費税等 ¥415)

現金での支払い、1117の現金は、

領収書に添付していただきます。

水口石油(株) 岩屋下SS

愛知県 豊橋市

岩屋町岩屋下52の6

TEL:0532-62-0714

SS-500229

登録番号: 3349-02

レイトNo 3349-02

デ-番号1431-1433

0831正番

2024/08/24

政務活動費支出伝票

議員名	尾林 伸治
収支一覧番号	23
支出日	8月26日
項目	資料購入費
支出内容	新聞代 (8月分)
金額	6,170 円
支出先	(有)鈴木新聞店
備考	

領収書等添付欄 ☐ 別紙に添付

領収証 令和 6年 8月分
 令和6年8月26日 鈴木啓介
 尾林伸治 様

No. 000313

8%対象 6,170 税 457
 10%対象 0 税 0

銘	情	部数	金額
* 中日新聞	朝刊	1	3,400
* 東愛知新聞		1	2,770

領収
 中日新聞
 上記金額に消費税を計上しております

中日新聞豊橋西口専売所
 有限会社 鈴木新聞店
 TEL (0532) 62-2622
 登録番号 T5180302008025

領収金額 **6,170**

006-14600-01261

* は軽減税率対象です。

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾林 伸治
収 支 一 覧 番 号	24
支 出 日	8月27日
項 目	調査研究費
支出内容	電話代・インターネット接続料（7月利用分）
金 額	3,617 円
支 出 先	中部テレコミュニケーション(株)
備 考	7,234/2=3,617

領収書等添付欄 ☒ 別紙に添付

ご利用料金領収書

作成日 2024年 9月10日

お客さま名 尾林 伸治 様

領収金額	7,234 円
------	---------

内訳	
ご利用料金等	6,577 円
消費税等	657 円
ポイント充当額	0 円

お客さまID	[REDACTED]		
ご利用年月	2024年 7月分	請求年月	2024年 8月分
領収年月日	2024年 8月 27日		
金融機関名	****		
支店名	****		
口座番号	*****		

コムファをご利用いただき誠にありがとうございます。
コムファご利用料金を、上記のとおり口座振替により領収いたしました。

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済
中部テレコミュニケーション株式会社
〒460-0003
名古屋市中区錦1-10-1 M I テラス名古屋伏見

中部テレコミュニケーション株式会社

ご利用料金請求書

登録番号:T6180001038116 作成日 2024年 8月 9日

お客さま名	尾林 伸治 様
請求金額	7,234 円
振替日	2024年 8月 27日

お客さまID	[REDACTED]		
ご利用年月	2024年 7月分	請求年月	2024年 8月分
金融機関名	****		
支店名	****		
口座番号	*****		

請求内訳	金額(円)	ご利用期間
月額使用料	605000	07/01-07/31
利用料金のお知らせ送付手数料	20000	
キガダブル割	-5000	07/01-07/31
光電話	32700	
コムファ光スマートホーム	5000	
本体額合計(10%)	6577	※上記請求内訳の金額は税抜きで表示しております。
消費税等(10%)	657	
請求金額	7234	

■NHK衛星受信料の請求のあるお客さまへ：NHK衛星受信料は消費税込みとなっており、インボイスに対応した請求内容の通知はNHKが発行します。詳細はNHKふれあいセンター(0570-077-077)までお問い合わせください。

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾 林 伸 治
収 支 一 覧 番 号	25
支 出 日	9月25日
項 目	資料購入費
支出内容	新聞代(9月分)
金 額	6,170 円
支 出 先	(有)鈴木新聞店
備 考	

領収書等添付欄 ☐ 別紙に添付

 領収証		令和 6年 9月分	No. 000317
令和6年9月25日 鈴木啓介		8%対象 6,170 税 457 10%対象 0 税 0	
尾林伸治 様			

銘	部数	金額
* 中日新聞 朝刊	1	3,400
* 東愛知新聞	1	2,770


 中日新聞豊橋西口専売所
 有限会社 鈴木新聞店
 TEL (0532) 62-2622
 登録番号 T5180302008025

領収金額 6,170

006-14600-0126 

* は軽減税率対象です。

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾林 伸治
収 支 一 覧 番 号	26
支 出 日	9月27日
項 目	調査研究費
支出内容	ガソリン代 (9月分)
金 額	2,421 円
支 出 先	水口石油㈱
備 考	4,843/2=2,421

領収書等添付欄 ☐ 別紙に添付

ENEOS

納品書(領収書)

2024年09月27日 17:32

売上

尾林 伸治

ENEOS CASH A

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー P12

数量 29.00L

単価 167円 ￥4,843

(内)消費税 53.80円 ￥1,560

合計 ￥4,843

(消費税10%対象 ￥4,843

内消費税等 ￥440)

※別途お支払いただく場合は、

領収書にカネをさして頂きます。

水口石油 (株) 岩屋SSS

愛知県 豊橋市

岩屋町岩屋下52の6

TEL:0532-62-0714 SS-500229

登録番号 1116-02

〒460405-0407

0901北谷 2024/09/27

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾林 伸治
収 支 一 覧 番 号	27
支 出 日	9月27日
項 目	調査研究費
支出内容	電話代・インターネット接続料（8月利用分）
金 額	3,621 円
支 出 先	中部テレコミュニケーション(株)
備 考	7,243/2=3,621

領収書等添付欄 ☒ 別紙に添付

作成日 2024年10月9日

領收金額	7,243円
------	--------

内訳	
ご利用料金等	円 585
消費税等	円 658
ポイント充当額	円 0

お客さまID	71320554255		
ご利用年月	2024年 8月分	請求年月	2024年 9月分
領収年月日	2024年 9月 27日		
金融機関名	****		
支店名	****		
口座番号	**** * * * *		

コミュニティをご利用いただき誠にありがとうございます。

中部テレコムシーエムエス株式会社

T460-0003

名古屋市中区錦1-10-1 Mエテラス名古屋伏見

納税申告書に
中古品を
譲渡した

二、利 用 料 金 請 求 書

登録番号: T6180001038116 作成日 2024年9月10日

お客さま名	尾林 伸治 様
請求金額	7,243 円
振替日	2024 年 9 月 27 日

お客さまID	20255423	請求年月	2024年 9月分
ご利用年月			
金融機関名	****		
支店名	****		
口座番号	*****		

請 求 内 訳	金 額 (円)	ご 利 用 期 間
月額使用料	605000	08/01-08/31
利用料金のお知らせ送付手数料	20000	
ギガダブル割	-5000	08/01-08/31
光電話	33500	
コミュニティ光スマーホー	5000	
本体額合計 (10%)	6585	※上記請求内訳の金額は税抜きで表示しております。
消費税等 (10%)	658	
請求金額	7243	

■NHK衛星受信料の請求のあるお客様へ：NHK衛星受信料は消費税込みとなっております。インボイスに対応した請求内容の通知はNHKが発行します。詳細はNHKふれあいセンター（0570-077-077）までお問い合わせください。

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾林 伸治
収 支 一 覧 番 号	29
支 出 日	10月4日
項 目	資料購入費
支出内容	iJAMP情報提供料 令和6年10月～令和7年3月分
金 額	24,420 円
支 出 先	(株)時事通信社
備 考	

領収書等添付欄 ☐ 別紙に添付

尾林 伸治

様

領収証

尾林 伸治

様

領収金額 24,420円
(消費税等 2,220 円を含む)

期 間 2024年 10月 1日~2025年 3月 31日

領収日 2024年 10月 4日
領収番号 4157484

▼この件についてのお問い合わせ先
名古屋支社業務部 (TEL:052-231-4649)

種類	配信先 (敬称略)	数 量	月 額	月数	領収金額
iJAMP(時事行財政情報モニタ)	尾林 伸治	1	3,700	6	22,200
		10%	【対象金額】 【消費税等】		22,200 2,220

上記の通り領収いたしました。



〒100-0001
東京都千代田区千代田1-1-1
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1

尾林 伸治

様

〒056-0349
名古屋市中区千代田1-1-1

請求書

尾林 伸治

様

請求金額 24,420円
(消費税等 2,220円を含む)

請求期間 2024年 10月 1日~2025年 3月 31日

請求日 2024年 10月 1日

請求番号 4157484

▼この件についてのお問い合わせ先
名古屋支社業務部 (TEL:052-231-4649)

種類	配信先 (敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
iJAMP(時事行財政情報モニター)	尾林 伸治	1	3,700	6	22,200
		10%	【対象金額】 【消費税等】		22,200 2,220

振込人名の先頭に請求番号を入力して下さい。
送金手数料はお客様負担でお願いします。契約内容のお問合せは上記までお願いします。
発行責任者 経理局長 岩崎 俊彦 連絡先 03-3524-6081
事務担当者 集計部長 角野 恭子 連絡先 03-3524-6100

下記の金融機関へお振り込み下さい。口座名義人は「株式会社時事通信社 カジツウシツヤ」です。

みずほ銀行	内幸町営業部	普通 1598455
三井住友銀行	日比谷支店	普通 0930051
三菱UFJ銀行	虎ノ門支店	普通 2043260
りそな銀行	虎ノ門支店	普通 2071079
横浜銀行	新橋支店	普通 0125917

〒100-0001
東京都中央区千代田5丁目15番8号
株式会社時事通信
代表取締役 岩崎 俊彦
電話 03-3524-6081
登録番号: T7010001018703

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾 林 伸 治
収 支 一 覧 番 号	30
支 出 日	10月17日
項 目	調査研究費
支出内容	ガソリン代 (10月分)
金 額	2,606 円
支 出 先	水口石油(株)
備 考	5,212/2=2,606

領収書等添付欄 ☐ 別紙に添付

ENEOS

納品書(領収書)
2024年10月17日 19:24

売上
尾林 伸治 様

ENEOS CASH A

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー P06

数量 31.40L *
単価 166円

(内)ガソリン税 53.80円 ¥1,689

合計 ¥5,212

(消費税10%対象 ¥5,212

内消費税等 ¥474)

現金でお支払いの場合は、

領収書に添付してください。

水口石油(株) 岩屋下SS

愛知県 豊橋市

岩屋町岩屋下52の6

TEL:0532-62-0714 SS-600229

登録番号: 4416-02

ｼｰﾄNo 4416-02

ﾏｰｸNo1313-1315

090北谷

2024/10/17

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾林 伸治
収 支 一 覧 番 号	31
支 出 日	10月22日
項 目	資料作成費
支出内容	コピー代 (7~9月)
金 額	1,894 円
支 出 先	(株)イクモ
備 考	

領収書等添付欄 ☒ 別紙に添付

No. 51794

尾林 伸治 様

金額	¥	1	8	9	4	-
----	---	---	---	---	---	---

收入

紙 印

但 7.8.9月分のコストは

毎度ありがとうございます。上記の通り領収致しました。

2024 年 10 月 22 日

内訳

現金

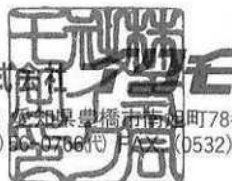
小切手

手形



株式会社

〒440-0056 愛知県豊橋市南旭町78番地
TEL. (0532) 66-0766代 FAX (0532) 56-0767



係印

内田

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾 林 伸 治
収 支 一 覧 番 号	32
支 出 日	10月25日
項 目	資料購入費
支出内容	新聞代(10月分)
金 額	6,170 円
支 出 先	(有)鈴木新聞店
備 考	

領収書等添付欄 ☐ 別紙に添付


領収証
 令和6年10月25日 鈴木啓介
 尾林伸治 様

令和 6年 10月分
 No. 000317

銘	柄	部数	金 額
* 中日新聞	朝刊	1	3.400
* 東愛知新聞		1	2.770

8%対象 6,170 税 457
 10%対象 0 税 0




 領 収
 中日新聞


 中日新聞豊橋西口専売所
 有限会社 鈴木新聞店
 TEL(0532)62-2622
 登録番号 T5180302008025

領収金額 **6,170**

006-14600-01261

* は軽減税率対象です。



政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾林 伸治
収 支 一 覧 番 号	33
支 出 日	10月28日
項 目	調査研究費
支出内容	電話代・インターネット接続料（9月利用分）
金 額	3,630 円
支 出 先	中部テレコミュニケーション(株)
備 考	7,261/2=3,630

領収書等添付欄 ☒ 別紙に添付

會長 齋藤 金 武 氏 和 子

登錄番号:T6180001038116 作成日 2024年10月 9日

名 詰 ち 密 ち
尾 林 伸 治 様

請求金額	7,261円
請求金額	7,261円

6,	601	660	0
FF	FF	FF	

お客さまID	2025125	請求年月	2024年10月分
ご利用年月	2024年9月分		

ご利用年月	2024年9月分	請求年月	2024年10月28日
領収年月日			

コミュニティをご利用いただき誠にありがとうございます。

中部テレコミュニケーション株式会社
〒460-0003
名古屋市中区錦1-10-1 M1テラス名古屋伏見

名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見

請求金額	7261	■NHK衛星受信料の請求のあるお客様へ：NHK衛星受信料は消費税込みとなっております。インポートに対応した請求内容の通知はNHKから発行します。詳細はNHKふれあいセンター（0570-077-077）までお問い合わせください。
------	------	---

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾 林 伸 治
収 支 一 覧 番 号	34
支 出 日	10月29日
項 目	広報費
支出内容	市議会だよりNo.53 1500部
金 額	66,000 円
支 出 先	豊陽印刷(株)
備 考	

領 収 書

尾 林 伸 治 様

2024年 10月 29日

金 額 ￥ 66,000.-

上記金額正に領収致しました

但し 市議会だより53号1,500部印刷代として
消費税6,000円含む

豊陽印刷株式会社

HOYO PRINTING CO., LTD.

登録番号:T6180301007043 〒440-0812 愛知県豊橋市東新町3番地
TEL<0532>54-2181・FAX<0532>54-0506



公明党 豊橋市議団 市議会だより

No. 53

令和6年
秋号

編集・発行／公明党豊橋市議団

ごあいさつ



ひと頃の暑さがだいふ和らぎ、少しずつ寒さを感じるころとなりましたが、皆様いかがお過ごしでしょうか。9月定例会では、令和5年度の一般会計・特別会計・企業会計の決算の審議のほか、多目的屋内施設及び豊橋公園東側エリア整備・運営事業の契約締結案件があり、それぞれ認定、可決されました。また、あいトピアとアイプラザの空調設備改修のための事業も可決されました。最近の酷暑の影響がフル回転の空調設備にまで及んだということでしょうか。そして、極端な降り方の豪雨の発生も増えていると、多くの方が感じているのではと思います。環境や防災に関しましてしっかりと取り組んでまいります。今後とも、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。



尾林 伸治



▲美術博物館前にて

令和5年度決算について

新型コロナウイルス感染症が昨年5月8日から5類感染症になりましたが、依然、物価高が収まらない中、国からの地方創生臨時交付金を活用し物価高騰への対応をせざるを得ない1年でした。コロナ対策で約15億円余、物価高騰対策では約56億円余を投入し、支援給付金事業や公共施設の光熱費補助、制度融資関係事業など、様々な対策を実施しました。また、市独自で行う保育料の無償化を低所得世帯の第1子まで拡充し、学校や教室へ通いづらいと感じる児童生徒の居場所として「エールーム」を中学校2校に新設、その他、带状疱疹ワクチンへの助成など、市独自の施策が順調に実施されており認定しました。

本市の家庭ごみに関する対応について

Q 家庭ごみ持ち込み予約制導入の経緯について伺う。

A 平成12年度の年間持ち込み台数約5千台に対し、近年ではその20倍超の10万台超が続いており、資源化センター場内での混雑のほか、周辺道路の通行や路線バスの運行に支障をきたすといった問題を抱えており、周辺道路の渋滞緩和と資源化センター場内での車両の安全確保を目的として家庭ごみ予約制を導入した。

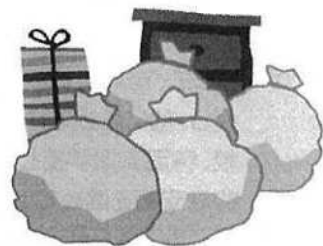
Q 家庭ごみ持ち込み予約制の課題と現況について伺う。

A 予約制導入にあたり、これまでの平日のみの受入れから、土曜日、日曜日、祝・休日、こちらも受け入れることとし、年末年始と場内の停電の特別休業日を除く毎日を受入日とした。また、毎月第三土曜日や繁忙期において、東部環境センターと西部環境センターに臨時持ち込み場所を開設するなどして、対応をしていた。これまでと大きく方向転換となった予約制導入初年度の昨年度、こちらは予約がなかなか取れないといった苦情も多く寄せられていたが、最近では予約制が浸透してきたこともあり、予約待ちも解消しつつあるので、市民の皆様の理解や協力を得る中で、予約制を確立していきたいと考えている。



穴戸 秀樹

(動画で見れます)



市政トピックス

10月より市独自の保育料無償化等の対象者を拡大します



令和6年10月から、児童手当の多子加算における子どもの数え方が変わります。これにあわせ、保育園や認定こども園等の保育料や副食費について、市独自の無償化等の対象者を拡大します。

対象となる保育料は、保育所・認定こども園（無償）・適合届出保育施設（月5,000円を上限）の保育料・利用料（0～2歳児）、保育所・認定こども園・幼稚園の副食費（3～5歳児）の第2子月4,800円（上限）を助成、第3子以降無償。

変更内容：第1子とする子どもの年齢を満18歳未満から満22歳未満とします。

プレミアム付電子商品券事業について

物価高騰の影響を受ける市内事業者の支援とともに、市民の消費の下支えとして「豊橋市プレミアム付電子商品券2024TOYOPay」を販売します。

販売総数は15万セットで、販売価格は1セット6,500円分の電子商品券を5,000円で販売します。

購入対象は市民の方を対象に、TOYOPay専用WEBサイトにて1人5セットまで購入可能です。

申込期間は令和6年11月1日から11月15日で、応募多数の場合は抽選となります。

利用期間は令和6年11月27日から令和7年2月14日です。



●お気づきのこと・お困りのことなどお気軽にご連絡ください●

公明党市議団控室 TEL.51-2936

議会事務局 TEL.51-2915

周没期における本市の取り組みについて

Q 周没期¹⁾に関する生前の相談支援、高齢者への福祉のインフォームド Consent²⁾等の必要性に対する考え方について伺う。

A 本市の終活支援は、エンディングサポート講座をはじめ、最期までの「生き方」に重きを置いているが、今後は、人生の「最期の時」を安心して迎えるための支援の必要性も高まっていくものと考えられる。最期の時についての相談を受けた際には、終活ガイドブック等を活用して必要な手続きを説明するほか、ご自身の希望を反映する手段として、成年後見制度の利用や死後事務委任契約、葬祭業者との生前契約等の方法がある旨を案内しているところだが、国においても、事業者向けガイドラインの作成やモデル事業の実施などに取り組んでいるので、引き続き国の動きを注視していきたいと考えている。



尾林 伸治

(動画で見れます)



- 1) 周没期：人が倒れてから死ぬまででは事は足りず、死後の課題が残る。そうした死後を含めた一連の人生の過程を周産期になぞらえて、周没期と言っている
- 2) インフォームド Consent：医療行為を実施する際の患者の納得と同意を得るための説明ということで「説明と同意」と訳される

「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」が改定されたことへの考え方について

Q 福祉避難所に対する考え方について伺う。

A 令和3年度に関係課で構成するワーキンググループを立ち上げ、福祉避難所の在り方について検討してきた。ワーキンググループの構成課は令和6年度は、防災危機管理課、福祉政策課、長寿介護課、障害福祉課、保健医療企画課となる。要支援者の受入れ体制を強化するため、バリアフリーで非常用電源が完備されたビジネスホテルとの協定締結の可能性について検討している。また、直接避難できる体制づくりを進めるため、デイサービスやショートステイ利用者の個別避難計画策定、受入れ協定施設の防災備蓄品の整備についての検討や課題の整理を行っている。



梅田 早苗

(動画で見れます)



単身高齢者の住まいに関わる取り組みについて

Q 市営住宅における単身高齢者の現状と今後の分析について伺う。

A 市営住宅にお住いの65歳以上の単身高齢世帯数は年々増加しており、令和6年3月末現在で全入居者入居世帯の32.4%を占め、令和4年3月に策定した住宅マスタープランにおいて、単身高齢者が安心して暮らせる住まいの確保に向けた居住支援の充実を重点プロジェクトに位置づけ、取り組みを進めている。



特別な支援を必要とする子どもたちに寄り添う 取り組みについて

Q 個別の教育支援計画と個別の指導計画の活用について伺う。

A 個別の支援計画については、子どもの将来を見据え、個に応じた支援を継続的に行うために作成するものである。今年度より新たに合理的配慮について明記する欄を設けた。これによって全教職員が共通理解の下、合理的配慮を必要とする子どもへの支援ができるようになると考えている。個別の指導計画については、市で統一した様式を活用するように変更した。これによって、市内間で転校があった場合も、転校先の教職員が子どもの実態や支援方法を的確に把握し、個に応じた具体的な支援が行いやすくなると考えている。今後も園や小・中学校、高等学校、特別支援学校と個別の教育支援計画や個別の指導計画を引き継ぐことで、個に応じた継続的な支援を進めていく。



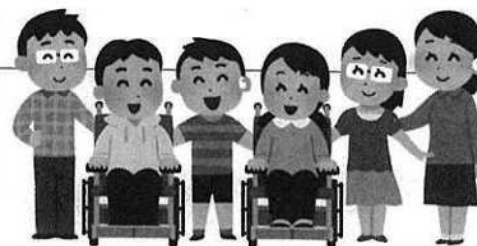
水野 恵

(動画で見れます)



Q 個に応じた支援を充実するための取組について伺う。

A 教職員が子どもの実態を把握し、適切な支援をすることが重要であると考えている。そこで、教職員の資質向上を図るための研修を行ったり、専門家を交えて具体的な支援について考えるケース会議を行ったり、くすのき特別支援学校のセンター的機能を活用して、支援の充実を図っている。



本市における防災の取り組みについて

Q 小中学校におけるフェーズフリーの考えを踏まえた今後の取組について伺う。

A 子どもが学ぶ必要感を伴った授業を実践するために、各種研修会で豊かな体験を下に構想した事業実践や、先進校の事例等を共有することで、学校の取組を後押ししてまいりたいと考えている。



井上 豪史

(動画で見れます)



Q 市民への啓発におけるフェーズフリーの今後の取組について伺う。

A ふだんの生活に使用している物やサービスが避難生活でも役立つフェーズフリーは、これまでの備蓄に対する市民の意識変容をすることで、その負担感を軽減することができる優れた考え方であると認識をしている。

フェーズフリーを広く市民の方に周知していくため、キャンプ用品を活用した防災訓練の実施や、ダンボールで作成できる防災グッズの紹介など、市のホームページやSNSなどでも積極的に発信していきたいと考えている。



政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾林 伸治
収 支 一 覧 番 号	35
支 出 日	11月1日
項 目	研修費
支出内容	中核市サミット2024in秋田 2024/10/31~11/1 旅費 63,290円
金 額	63,290 円
支 出 先	尾林伸治
備 考	

領収書等添付欄 ☒ 別紙に添付

旅 費 内 訳 書

発議番号

月 日		出発地	経 路	到着地	鉄 道 賃			船賃	車賃	旅行雑費	宿泊料	航空賃	その他
					路程	特急料金	特別車両	運賃	実費額	日数	夜数	実費額	
				宿泊地	運賃	座席指定		特別船室		定額又は 実費額	定額		
10	31	豊橋	東海道新幹線 東北新幹線	秋田	956.2	11,940				1	1		往復割引適用 1泊朝食付 11,950円 夕食相当額 2,500円
				秋田市	11,280				1,000	11,950			
11	1	秋田	東北新幹線 東海道新幹線	豊橋	956.2	(400) 11,940				1			往復割引適用 繁忙期
					11,280				1,000				
						24,280				2	1		
					22,560					2,000	11,950		

旅 費 内 訳	鉄道賃	46,840 円
	船賃	円
	車賃	円
	旅行雑費	2,000 円
	宿泊料	14,450 円
	(うち 夕食 相当額	2,500 円)
	航空賃	円
合計		63,290 円

[旅行者]
公明党豊橋市議団
尾林伸治議員、梅田早苗議員、水野恵議員、井上豪史議員

場所 秋田市

10/31 当日中に帰宅することができないため後泊

ご請求明細書
STATEMENT

ドリーイン秋田

Dormy Inn Akita

〒010-0001 秋田県秋田市中通2-3-1
2-3-1, Akitasi, nakadori, 010-0001
TEL:018-835-6777 FAX:018-835-8777
登録番号:T1010001014427

お名前 オハヤシ ノブハル

様

お部屋番号 1019 ご人数 1
ご到着 2024/10/31 ご出発 2024/11/01

日付	ご明細	部屋番号	料金	お支払等	備考	1
10/31	◇ご宿泊代	1019	11,800			
	■入湯税		150	*		

ご請求金額 11,950

10%対象 11,800 (消費税 1,072)

◇ この請求書を仕入税額控除の確証としてご利用いただけます

消費税課税対象外

150

■ 消費税課税対象外

◎ その他

発行番号 103103105603 P 1 1 3 M PA RX
24/10/31 17:39 0343301

ご署名

領収書

お名前 尾林 伸治

様

2024/10/31 103103105603

金額 ¥11,950-

但し 一泊朝食付き

上記金額正に領収致しました。

印紙税申告納
付につき神田
税務署承認済

株式会社 共立メンテナンス

〒101-8621 東京都千代田区外神田2丁目18番8号



参加 10/31(木)登録確認書

確認書No: 4047728-2024-100813-0035

確認書作成日: 2024/10/08

愛知県
豊橋市 今橋町1番地

尾林 伸治 様

オバヤシ ノブハル 様

株式会社JTB秋田支店

〒010-0921

秋田県秋田市大町3-4-1 NLP秋田ビル8階

TEL: 018-866-7135

中核市サミット 2024 in 秋田 係

E-mail: info_akita@jtb.com

営業時間: 9:30-17:30 (土・日・祝祭日は休業)

お申込手続きが完了しております。

お申込内容は以下の通りです。

イベント名	中核市サミット 2024 in 秋田【議員様・議員随行者様】
イベント会期	2024/10/31 - 2024/11/01

備考

参加 10/31(木)

尾林 伸治 様

受付日	お申込商品内容	数量
2024/10/02	パネルディスカッション 【第2会場】芸術文化が創るまちの未来	1
2024/10/02	秋田市までの交通手段 電車	1
小計		-

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

中核市サミット

これからをつくる、これからを生きる
「中核市が創る「ひと・まち・くらし」の未来」

2024 in
秋田

2024.10.31 [THU]

あきた芸術劇場 ミルハス

秋田県秋田市千秋明徳町2-52

主催 中核市市長会
開催市 秋田市
後援 総務省・秋田県・全国市長会・全国市議会議長会・中核市議会議長会

【お問い合わせ】

中核市市長会秋田市サミット開催事務局（秋田市企画財政部企画調整課内） TEL.018-888-5462 FAX.018-888-5488 E-mail ro-plmn@city.akita.lg.jp

Program

開催スケジュール

12:50

オープニング〈エレクトロニクス・ファンタスティコス! 秋田Orchest-Labによるパフォーマンス〉

開会式

13:00~13:30

① 主催者歓迎あいさつ

中核市市長会会長 福島市長

木幡 浩

② 開催市歓迎あいさつ

開催市市長 秋田市長

穂積 志

③ 来賓祝辞

総務省自治行政局長

中核市とともに地方分権を推進する国会議員の会世話役会長

中核市市長会相談役・一般財団法人地方債協会会長

秋田県副知事

阿部 知明 様

衛藤征士郎 様

香山 充弘 様

神部 秀行 様

④ 講師・来賓紹介

【基調講演講師】 東京大学名誉教授/世界風力エネルギー学会 副会長

荒川 忠一 様

⑤ コーディネーター・コメンテーター紹介

【第1会場コーディネーター】 (株)ウェンティ・ジャパン 代表取締役社長

【第1会場コメンテーター】 東京大学名誉教授/世界風力エネルギー学会 副会長

【第2会場コーディネーター】 秋田公立美術大学 美術学部 教授

【第2会場コメンテーター】 芸術文化観光専門職大学 学長

佐藤 裕之 様

荒川 忠一 様

藤 浩志 様

平田オリザ 様

⑥ 役員市長紹介

基調講演

13:35~14:35

洋上風力発電によるカーボンニュートラルと地域振興

【講師】 東京大学名誉教授/世界風力エネルギー学会 副会長

荒川 忠一 様

パネル ディスカッション

14:50~16:10

第1会場 再生可能エネルギーが創るまちの未来

【コーディネーター】 (株)ウェンティ・ジャパン 代表取締役社長

【コメンテーター】 東京大学名誉教授/世界風力エネルギー学会 副会長

【パネリスト】 尼崎市長、下関市長、秋田市長

佐藤 裕之 様

荒川 忠一 様

第2会場 芸術文化が創るまちの未来

【コーディネーター】 秋田公立美術大学 美術学部 教授

【コメンテーター】 芸術文化観光専門職大学 学長

【パネリスト】 八戸市長、水戸市長、金沢市長

藤 浩志 様

平田オリザ 様

全体会議 閉会式

16:25~17:00

① 各コーディネーターによる報告

② サミット宣言 (宣言文起草、提示、採択、宣言)

③ 次回開催市あいさつ

福井市長

西行 茂 様

④ 閉会あいさつ

中核市市長会副会長 豊中市長

長内 繁樹

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾 林 伸 治
収 支 一 覧 番 号	36
支 出 日	11月25日
項 目	資料購入費
支出内容	新聞代(11月分)
金 額	6,170 円
支 出 先	(有)鈴木新聞店
備 考	

領収書等添付欄 ☐ 別紙に添付

 領収証		令和 6年 11月分	No. 000317	
令和 6年 11月 25日		鈴木啓介		
尾林伸治 様		8%対象 6,170 税 457 10%対象 0 税 0		

銘	柄	部数	金 額
* 中 日 新 聞	朝 刊	1	3,400
* 東 愛 知 新 聞		1	2,770



領 収
中日新聞 がございます
上記金額正しく領収致しました



中日新聞豊橋西口専売所
有限会社 鈴木新聞店
TEL (0532) 62-2622
登録番号 T5180302008025

領収金額 **6,170**

006-14600-01261 

* は軽減税率対象です。

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾林 伸治
収 支 一 覧 番 号	37
支 出 日	11月27日
項 目	調査研究費
支出内容	電話代・インターネット接続料（10月利用分）
金 額	3,612 円
支 出 先	中部テレコミュニケーション㈱
備 考	7,225/2=3,612

領収書等添付欄 ☐ 別紙に添付

作成日 2024年12月10日

名もや客お
尾林 伸治 様

領收金額	7,225 円
------	---------

内訳			
ご利用料金等	6,569	円	
消費税等	656	円	
ポイント充当額	0	円	

お客さまID	[REDACTED]		
ご利用年月	2024年10月分	請求年月	2024年11月分
領収年月日	2024年11月27日		
金融機関名	***		
支店名	***		
口座番号	*****		

コミュニティをご利用いただき誠にありがとうございます。

納税申告書印紙

中部テレコム・シーケーエス株式会社

〒460-0003
名古屋市中区錦1-10-1 Mエテラス名古屋伏見

中部テレコム・ネットワークシステム株式会社

二利用料金請求書

登録番号: T6180001038116 作成日 2024年11月11日

名もや密な
尾林伸治様

請求金額	7,225 円
振替日	2024年11月27日

お客さまID	7132055425			
ご利用年月	2024年10月分	請求年月	2024年11月分	
金融機関名	***			
支店名	***			
口座番号	***			

請 求 内 訳	金 額 (円)	ご 利 用 期 間
月額使用料	605000	10/01-10/31
利用料金のお知らせ送付手数料	20000	
キガダブル割	-5000	10/01-10/31
光電話	31900	
コミュニケーションホーム	5000	
本体額合計 (10%)	6569	※上記請求内訳の金額は税抜きで表示しております。
消費税等 (10%)	656	
請求金額	7225	

■NHK衛星受信料の請求のあるお宅さまへ：NHK衛星受信料は消費税込みとなっております。インボイスに対応した請求内容の通知はNHKが発行します。詳細はNHKふれあいセンター（0570-077-077）までお問い合わせください。

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾林 伸治
収 支 一 覧 番 号	38
支 出 日	11月28日
項 目	調査研究費
支出内容	ガソリン代 (11月分)
金 額	5,139 円
支 出 先	水口石油(株)
備 考	(5,083 + 5,195) / 2 = 5,139

領収書等添付欄 ☒ 別紙に添付

ENEOS

納品書(領収書)

2024年11月05日 17:50

売上

尾林 伸治 様

ENEOS CASH A

車両番号

0026-00

レギュラー

数量 30.81L

単価 166円

(内消費税 53.80円

.....

合計

(消費税10%対象

内消費税等

現金でお支払いの場合は、

領収書に控えを添付いたします。

水口石油 (株) 岩屋下SS

愛知県 豊橋市

岩屋町岩屋下52の6

TEL:0532-62-0714

登録番号:

シートNo 7457-02

デ-タNo1114-1116

0772水口守

2024/11/05

ENEOS

納品書(領収書)

2024年11月28日 18:27

売上

尾林 伸治 様

ENEOS CASH A

車両番号

0026-00

レギュラー

数量 31.30L

単価 166円

(内消費税 53.80円

.....

合計

(消費税10%対象

内消費税等

現金でお支払いの場合は、

領収書に控えを添付いたします。

水口石油 (株) 岩屋下SS

愛知県 豊橋市

岩屋町岩屋下52の6

TEL:0532-62-0714

登録番号:

シートNo 3336-02

デ-タNo3941-3943

090北谷

2024/11/28

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾 林 伸 治
収 支 一 覧 番 号	39
支 出 日	12月23日
項 目	調査研究費
支出内容	ガソリン代 (12月分)
金 額	2,752 円
支 出 先	水口石油(株)
備 考	5, 504/2=2, 752

領収書等添付欄 ☐ 別紙に添付

納品書(領収書)
2024年12月23日 19:58

売上
尾林 伸治 様

ENEOS CASH A 実車番
車両番号 0026-00
レギュラー P12
数量 32.00L
単価 172円
(内)ガソリン税 53.80円
¥5,504
*
¥1,722

合計 ¥5,504
(消費税10%対象
内消費税等 ¥500)
現金でお支払いの場合は、
領収書にさせていただきます。

水口石油(株) 岩屋下SS
愛知県 豊橋市
岩屋町岩屋下52の6
TEL:0532-62-0714 SS-500229
登録番号: 500229
E-NO 7905-02
TEL 9639-9641
099番局

2024/12/23

ENEOS

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾林 伸治
収 支 一 覧 番 号	40
支 出 日	12月25日
項 目	資料購入費
支出内容	新聞代(12月分)
金 額	6,170 円
支 出 先	(有)鈴木新聞店
備 考	

領収書等添付欄 ☐ 別紙に添付



領収証

令和6年12月分

令和6年12月25日 鈴木啓介

尾林伸治 様

No. 000323

8%対象 6,170 税 457

10%対象 0 税 0



品 名	部 数	金 額
* 中日新聞 朝刊	1	3,400
* 東愛知新聞	1	2,770

 中日新聞豊橋西口専売所

有限会社 鈴木新聞店

TEL (0532) 62-2622

登録番号 T5180302008025

領収金額 6,170

006-14600-01261



* は軽減税率対象です。

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾林 伸治
収 支 一 覧 番 号	41
支 出 日	12月27日
項 目	調査研究費
支出内容	電話代・インターネット接続料（11月利用分）
金 額	3,612 円
支 出 先	中部テレコミュニケーション(株)
備 考	7,225/2=3,612

領収書等添付欄 ☒ 別紙に添付

ご利用料金領収書

作成日 2025年 1月14日

お客さま名 尾林 伸治 様

領収金額	7,225 円
------	---------

内訳	
ご利用料金等	6,569 円
消費税等	656 円
ポイント充当額	0 円

お客さまID	7132055425	
ご利用年月	2024年11月分	請求年月 2024年12月分
領収年月日	2024年 12月 27日	
金融機関名	*****	
支店名	*****	
口座番号	*****	

コメツファをご利用いただき誠にありがとうございます。
コメツファご利用料金を、上記のとおり口座振替により領収いたしました。

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済
中部テレコミュニケーション株式会社
〒460-0003
名古屋市中区錦1-10-1 M I テラス名古屋伏見

ご利用料金請求書

登録番号:T6180001038116 作成日 2024年12月10日

お客さま名	尾林 伸治 様
請求金額	7,225 円
振替日	2024年 12月 27日

お客さまID	7132055425		
ご利用年月	2024年11月分	請求年月	2024年12月分
金融機関名	*****		
支店名	*****		
口座番号	*****		

請求内訳	金額(円)	ご利用期間
月額使用料	605000	11/01-11/30
利用料金のお知らせ送付手数料	20000	
ギガダブル割	-5000	11/01-11/30
光電話	31900	
コメツファ光スマートホーム	5000	
本体額合計(10%)	6569	※上記請求内訳の金額は税抜きで表示しております。
消費税等(10%)	656	
請求金額	7225	

■NHK衛星受信料の請求のあるお客さまへ：NHK衛星受信料は消費税込みとなっております。詳細はNHKのホームページ（0570-077-077）までお問い合わせください。

政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾林 伸治
収 支 一 覧 番 号	42
支 出 日	1月7日
項 目	資料作成費
支出内容	ベルトユニット代
金 額	8,800 円
支 出 先	㈱イクモ
備 考	

領収書等添付欄 ☒ 別紙に添付

領収書

No. 53161

公明党豊橋市議員 尾林伸治 様

金額									
				7	8	8	0	0	-

収 入

印 紙

但 バルト2ニット 代

毎度ありがとうございます。上記の通り領収致しました。

令和 7 年 1 月 7 日

内訳

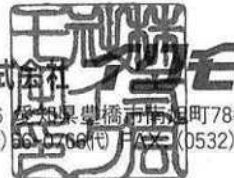
現金

小切手

手形



株式会社



〒440-0056 愛知県豊橋市南町78番地
TEL. (0532) 56-0766 FAX (0532) 56-0767

係印



政 務 活 動 費 支 出 伝 票

議 員 名	尾林 伸治
収 支 一 覧 番 号	43
支 出 日	1月15日
項 目	研修費
支出内容	地方自治法勉強会 衆議院議員第2会館 2025/1/15～1/15 旅費 18,800円
金 額	18,800 円
支 出 先	尾林伸治
備 考	

領収書等添付欄 ☐ 別紙に添付

旅 費 内 訳 書

発議番号

月 日		出発地	経 路	到着地	鉄 道 賃			船賃	車賃	旅行雑費	宿泊料	航空賃	その他	
					路程	特急料金	特別車両							運賃
					宿泊地	運賃	座席指定							特別船室
1	15	豊橋	東海道新幹線	東京	293.6	-(200) 3,930					1		閑散期	
					5,170					1,000				
		東京	東海道新幹線	豊橋	293.6	-(200) 3,930							閑散期	
					5,170									
						7,460				1				
					10,340					1,000				
〔旅行者〕 自由民主党豊橋市議団 小林議員、土屋議員、本多議員、伊藤(哲)議員、石河議員、山本議員、近藤議員、川原議員、松崎議員、市原議員、小原議員、向坂議員、坂柳議員、古関議員、田中議員 公明党豊橋市議団 宍戸議員、尾林議員 場所 東京都特別区														
旅 費 内 訳		鉄道賃		17,800 円										
		船賃		円										
		車賃		円										
		旅行雑費		1,000 円										
		宿泊料 (うち 相当額)		円 (円)										
		航空賃		円										
		合計		18,800 円										

研修会報告書

日 時：令和7年1月15日（水） 15：00～

場 所：衆議院第二議員会館会議室

目 的：「地方自治法第96条第2項に基づき法定受託事務を議決事件とする場合の考え方について（通知）」の解釈についての調査研究のため

内 容：総務省自治行政局行政課長である植田昌也氏より「地方自治法第96条第2項に基づき法定受託事務を議決事件とする場合の考え方について（通知）」の取りまとめ当時の状況と背景を含め、通知内容の詳細を解説していただき、疑問点及び確認点について質疑応答を行いました。

研修会参加者：小林憲生議員、鈴木智子議員、土屋祐司議員、本多洋之議員、伊藤哲朗議員、石河貫治議員、穴戸秀樹議員、古池もも議員、川原元則議員、山本賢太郎議員、近藤修司議員、市原享吾議員、松崎正尚議員、小原昌子議員、向坂秀之議員、尾林伸治議員、坂柳泰光議員、古関充宏議員、田中敏一議員

総務省 自治行政局
行政課長

植田 昌也



総務省

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
電話 (〇三)五二五三一五五〇四
E-mail:m3.neda@soumu.go.jp

総務省自治行政局行政課

行政第四係長 石井 照寿



総務省

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
代表電話 〇三ー五二五三一五一一
(内線二六八〇二)
直通電話 〇三ー五二五三一五五一〇
E-mail:t2.ishi@soumu.go.jp

総務省自治行政局行政課

理事官 堀 文彦



総務省

〒100-8926 東京都千代田区霞が関二丁目一番二号
代表電話 〇三ー五二五三一五一一
(内線二七一六五)
直通電話 〇三ー五二五三一五五一〇
E-mail:f.hori@soumu.go.jp

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
- 二 予算を定めること。
- 三 決算を認定すること。
- 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
額、種類
- 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
- 七 不動産を信託すること。
- 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
- 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
- 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
- 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決(行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。)に係る同法第十一条第一項(同法第三十八条第一項(同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。))又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟(以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。)に係るものを除く。)、和解(普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。)、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
- 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- 十五 その他法律又はこれに基づく政令(これらに基づく条例を含む。)により議会の権限に属する事項

- ② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとする)が適当でないものとして政令で定めるものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

法令の主旨

総行行第67号
平成24年5月1日

各都道府県知事 殿
各都道府県議会議員 殿

総務大臣

植
堀

地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成24年政令第136号）及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第137号。以下「改正令」という。）は、平成24年4月25日に公布され、地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号。以下「改正法」という。）のうち議決事件の拡大に関する事項は、平成24年5月1日から施行されることとなりました。

改正法の内容、留意事項等については、「地方自治法の一部を改正する法律の公布について（通知）」（平成23年5月2日付け総行行第57号・総行市第51号各都道府県知事あて総務大臣通知）により示したところですが、改正令の内容は、改正法の一部の施行に伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定に基づき、法定受託事務に係る事件のうち普通地方公共団体の議会の議決すべきものとするのが適当でないものを定めたものです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、適切な運用がなされるよう、格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

自治事務
↓

第1 改正の内容

- 1 法第96条第2項の規定に基づき、法定受託事務に係る事件のうち、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）及び災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）の規定により地方公共団体が処理することとされている事務に係る事件のうち地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第121条の3に掲げるものとする（令第121条の3関係）。
- 2 その他所要の規定の整備を行うこと。

第2 その他

令第121条の3に定めるもののほか、法第96条第2項に基づき条例により議会の議決すべきものとするができる事項には、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれないと解されていることに留意されたい。

平成24年5月1日

各都道府県総務部長 殿

各都道府県議会事務局長 殿

総務省自治行政局行政課長

(公 印 省 略)

地方自治法第96条第2項に基づき法定受託事務を
議決事件とする場合の考え方について (通知)

地方自治法施行令の一部を改正する政令(平成24年政令第137号。以下「改正令」という。)等の公布及び施行については、「地方自治法施行令の一部を改正する政令等の施行について(通知)」(平成24年5月1日付け総行行第67号各都道府県知事・各都道府県議会議長宛て総務大臣通知。以下「施行通知」という。)によりお示ししたところです。

施行通知中第2においては、改正令による改正後の地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第121条の3に定めるもののほか、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第2項に基づき条例により議会の議決すべきものとすることができる事項には、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれないと解されていることを留意事項としているところです。

これを踏まえ、法定受託事務の根拠条項のうち所管府省から議決事件の対象となり得るかどうかについて検討を要するとの申し出があったものについて所管府省と共に個別に検討を行った結果、各条項の事務分類の考え方をとりまとめましたので、参考のため下記及び別紙のとおりお知らせします。

貴職におかれては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

- 1 法第96条第2項の規定に基づき、条例により議会の議決すべきものとする
ことができる事項には、従前より、法令が明瞭に長その他の執行機関に属する権限

解釈の範囲 定めが必要

各項目へスベック1

として規定している事項及び事柄の性質上当然に長その他の執行機関の権限と解さざるを得ない事項は含まれないと解されているところである。

上記の解釈は、自治事務であるか法定受託事務であるかにかかわらず妥当するものと考えられることから、改正令の立案にあたって、当該解釈を踏まえ所管府省から申し出のあった具体の事務を検討した。その結果、議決事件の対象とならないと解される事務については以下のように考えられる。

I 法律又はこれに基づく政令により地方公共団体に執行が義務付けられている事務であって、その執行について改めて団体としての判断の余地がなく、いわば機械的に行わなければならないもの（Iの事務）
公示 公告 各種執行するもの

II Iの事務以外の事務であって、法令によって長その他の執行機関の権限に属することとされているものや、事務の性質等から、当然に長その他の執行機関の権限に専ら属すると解されるもの（IIの事務）

2 上記Iの事務の例としては、以下の類型が考えられる。なお、以下の類型に該当する事務であっても、事務の執行について改めて団体としての判断の余地があり、機械的に行うものとまでは言えないもの等は上記Iの事務から除かれると考えられる。

例：公示、公告、表示、掲示、縦覧、情報開示、公表、通報、送付、送達、届出、経由事務、受理、帳簿作成、調製、記入、記録、登録、抹消、交付、保管、保存

3 上記IIの事務の例としては、以下の類型が考えられる。

(1) 長の権限に専属することが条文上明らかな事務

- ・ 法令の条文から長の権限に専属する事項であることが明らかなもの
ア、事務処理の詳細を規則に委任している事務

例：「長は、規則を定め～を行う。」

イ、長に執行を委ね議会には事後の報告を課している事務

例：「長は、～を行ったときは、これを議会に報告する。」 等

(2) 専門性を有する職員が行うこととされている事務

- ・ 家畜防疫員のように専門性を有する職員が行うこととされている事務であって、当該法令の条文から、判断権限をこれらの専門的知見を有する者に委ねていると解される事務

(3) 審査庁としての知事や仲裁委員等が行う事務

- ・ 審査請求における審査庁としての知事や仲裁委員等が行う事務であって、当該法令の趣旨から、行政処分を行った行政庁や審査請求の当事者から独立した立場において事案を処理することが予定されている事務

(4) 多元的執行機関が排他的権限に基づき行う事務

- ・ 選挙管理委員会の行う国政選挙等における選挙事務等や、収用委員会の行

う土地収用の裁定等であって、多元的執行機関の専門的・中立的性格に照らし排他的に付与された権限に基づいて処理する事務

(5) 許認可等の処分

- ・ 法律又はこれに基づく政令に根拠を有する許認可等の処分（公権力の行使に当たる事実上の行為を含む。）であって、当該法律又はこれに基づく政令において議会の議決に係らしめる特段の定めがない事務

(6) 現場において即時の対応を要する執行段階の事務

- ・ 窓口における申請者に対する確認や期限の決定等の事務、調査、検査、情報収集、意見聴取等の事務及び災害現場等における対応等の事務であって、当該法令の趣旨から即時対応を要する執行段階の事務として議決を経ることが想定されない事務

(7) 公物管理者の具体的な管理事務

- ・ 公物管理法における長等の公物管理者の事務であって、取締行為等の具体的な管理事務

96条1項5号は常設未

権限

執行機関のみで行なうもの

(8) 財務関係の事務

一時的な契約

- ・ 入札・契約、給付金の支給、国税徴収の例で行う滞納処分等の財務関係の事務（法第96条第1項に係るものを除く。）

予算・執行 財務事務

(9) 人事関係の事務

- ・ 職員の配置及び服務に関する事務、職員の派遣に関する事務等の任命権者としての長等の権限に関する事務

4 改正令に規定した「国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないもの」は、上記Ⅰ又はⅡに該当する事務以外の事務であって、地方公共団体が当該事務を執行するにあたり議会の議決事件とする余地はあるものの、議決事件の対象とすることが適当でないものとして、以下の類型に該当するものを規定したものである。（Ⅲの事務）

(1) 国家の安全、外交その他国家の存立に直接関わるもの

(2) 緊急時又は切迫している状況における国民の生命、身体、財産等の保護に関するもの

5 法第96条第2項に基づき、条例により議会の議決すべきものとするがで
きる事項はⅠからⅢまでに分類される事務以外の事務と考えられる。（Ⅳの事務）
この結果、一般的には、法定計画の策定、工事に係る費用の一部負担額の決定
や、損失補償について相手側と行う協議等が考えられる。

公物管理 ↳ 補正は反対になる ← 前提になる議論

別紙省略

所管省庁

議決があればスムーズになるか

PHI 29条

24年
損失補償